

国民健康保険税・介護保険料の減額・免除を今年も実施

– 市独自で6割を負担することで減免(減額・免除)措置を継続します –

燕市では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った方などに対し、令和2、3年度の国民健康保険税・介護保険料の減免を、国の全額負担のもと行いました。

令和4年度は、国の財政支援が4割に減額される見込みですが、感染拡大の長期化が市民生活に大きな影響を与えていたことから、市が残りの6割を負担した上で、これまでと同様の減免措置を引き続き実施します。なお、4月27日に市議会に説明を行い、7月14日から申請の受付を開始する予定です。

【減免の概要】

全額免除	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方				
一部減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方（次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する場合） (ア) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。 (イ) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。 (ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。				
減 免 割 合					
国 保	前年合計所得 300万円以下	前年合計所得 400万円以下	前年合計所得 550万円以下	前年合計所得 750万円以下	前年合計所得 1,000万円以下
100%	80%	60%	40%	20%	
介 護	前年合計所得 210万円以下		前年合計所得 210万円超		
	100%		80%		

- 1.受付開始：7月14日(木)から
- 2.受付窓口：税務課市民税2係(燕市役所2階6~7番窓口)
- 3.その他：7月14日発送の納税(納入)通知書に、減免のお知らせを同封します。

本件についてのお問い合わせ先
市民生活部 税務課：平澤・井島
電話：0256-77-8144（直通）